

教育委員会会議 令和2年5月定例会 会議録

(13:30)

1. 開会

市民憲章唱和

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条第2項の規定による。

4. 前回会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

なし

6. 議事

(1) 議案

①令和2年度教育行政重点施策の策定について（教育総務課）

概要説明（資料6-1-1）

令和2年度教育行政重点施策については、4月の教育委員会協議会で素案を作成し説明を行っているものであり、今回の案を今年度の教育行政施策として広く公表していきたい。今年度は教育委員会の組織体制も新しくなったことから、市のホームページを含め可能な限り広く情報発信して周知に努める。

②令和2年度津山市立小・中学校 学校評議員の委嘱について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-2）

津山市立学校管理規則第32条に基づき、津山市立小・中学校 学校評議員を委嘱するもの。任期は令和2年4月1日から1年間。小中学校合わせて262名。

③津山市立幼稚園通園バスの利用に関する要綱の一部改正について（こども保育課）

概要説明（資料6-1-3）

幼稚園通園バスの利用料について、新型コロナウイルス感染症対応のため、園の休業日数や保護者の送迎協力要請に応じた日数の通園バスの利用料を日割りして還付する規程を設けたもの。現在、つやま東・西幼稚園とも2台ずつ通園バスを運行しており、利用料は月額3,500円となっている。この通園バスは、事前申込制による年間利用としており、1日でも利用すると月額利用料を徴収することとなっている。この度の臨時休業に伴い、4月分・5月分の通園バス利用料について、幼稚園を休業した期間があり、5月は再開後も29日まで引き続き保護者に送迎協力要請を行っているため、月額3,500円を基礎日数20日で除した金額175円を日額単価とし、休業日数や保護者の送迎協力日数に応じて利用料を還付できるよう要綱を改正する。

④津山市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）

(2) 協議③夏季休業期間の短縮等について（学校教育課）協議後に審議する。

(2) 協議

①令和2年度5月補正予算について（各課）

概要説明（資料6-2-1）

5月臨時議会にて可決成立後の教育費について、各課から説明する。まず教育総務課分を説明する。職員給与関係費は、新型コロナウイルス対応に係る時間外勤務手当の増額である。

「学校ICT環境整備事業」はGIGAスクール構想関係の費用である。生徒1人1台端末整備については、本市では4年間で段階的に整備する計画であったが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校が長期化したこともあり、今後のオンライン学習等に早期活用するため、文部科学省が整備計画を今年度中に前倒したことにより、本市においても計画を前倒して今年度内に機器及び環境を整備するための費用を計上している。機器については今後入札を実施し、契約完了後に市内の学校へ納入する。本市では約

8,000台整備する予定であるが、一括で準備することは難しいため段階的な納入を検討している。

「学校施設整備事業」はコロナ対策のための衛生環境の整備費用であり、西小学校と加茂中学校のトイレの改修を予定している。このトイレ改修についても計画的な整備を予定していたが、今回の国の補正予算において財源的にも有利に整備を進めることができ、校内の安全・衛生対策にも資するものであるため、令和3年度の予定を前倒して整備するものである。

学校教育課分について。「新型コロナウイルス感染症対策事業」として、臨床心理士の派遣費用と消耗品の購入費用を計上している。1つ目について、臨時休校期間の長期化に伴う学習不安や生活の乱れ、コロナへの感染不安には県から各学校に配置されているスクールカウンセラーが対応しているが、日数等に制限があるため、市費を上乗せして勤務時間を延長するための費用を計上している。2つ目は、臨時休業中の家庭学習について、プリント集等を作成するための消耗品費を計上している。

保健給食課分について。「新型コロナウイルス感染症対策事業」として、保健体育総務費では、消毒液・非接触型体温計・使い捨て手袋等衛生用品の購入費用を計上している。また給食センター費では、3月の臨時休業に伴う事業者への負担金を計上している。臨時休校で給食がなくなった事により生じた食材のキャンセル費用等について、文部科学省の学校臨時休業対策補助金を活用して対応するものである。

こども保育課分について。幼稚園費として、国の補正予算に伴い、市立幼稚園2園に感染予防対策に係る消耗品の購入費用を計上している。具体的には、消毒液やマスクの購入に加え、これから暑くなる時期に園児のマスク着用が難しいことから、職員がフェイスシールドを着用して対応することを検討している。フェイスシールドについては市内業者が製作しており、通級の幼稚部で言葉の学習にも必要となるため、子ども用の物も購入する予定である。

②令和2年度6月補正予算について（教育総務課）

概要説明（資料6-2-2）

職員給与関係の減額は5月議会で可決された特別職の期末勤勉手当の減額に係るもの。

学校ICT活用推進事業については、オンライン教育や端末導入に向けて教職員に対し、端末の納入前に端末の仕組みや利活用に関して10時間程度のオンライン研修を予定しているもの。対象は小中学校の教職員約800名で、具体的な内容は学校と相談しながら、早期実施を目指す。

学校ICT環境整備事業については、インターネットを使った家庭学習を行う上で通信環境が整っていない児童生徒に対し、学校の教室等でパソコンを使ってオンライン学習が受けられる体制を考えていく中、市内8つの小中学校について、インターネット環境が脆弱なためWi-Fiルーター等を準備して通信環境を整備するもの。

③夏季休業期間の短縮等について（学校教育課）

概要説明（資料6-2-3）

津山市立小・中学校について、本年度の夏季休業期間を8月1日（土）から8月16日（日）の16日間に短縮し、1学期の終業式を7月31日（金）、2学期の始業式を8月17日（月）とする。この変更に伴い、津山市立学校管理規則を改正する。

臨時休業により授業を確保できなかった日数は18日間であるが、この期間は多くの学校で家庭訪問等を計画し、午前中のみ短縮授業日としていたため、実質16～17日間程度である。また、臨時休業日の代替期間として7月20日から31日までと、8月17日から26日を授業日とすることで、合計16日間の授業日数が確保できる。さらに、例年は短縮授業日としていた1学期最終週を終日授業日とするほか、今後の学校行事等の準備期間の短縮等を検討し、学習保障に努めることとする。この代替期間の授業日は原則として終日とし、給食を実施する。なお、時程については授業時数確保の状況を踏まえて各学校の裁量とする。また、前回の教育委員協議会で検討していた土曜日授業は現時点では実施しないこととする。そして、この期間に授業を実施するに当たっての留意事項として、新しい学校生活様式の徹底に努めること、適度な換気をしながらのエアコン使用やこまめな水分補給等の熱中症対策を行い、児童生徒の健康状態に十分気をつけること、授業時数の確保のみにとらわれず、児童生徒の習熟の状況を踏まえた授業の計画を行うこと、補充学習や個別学習による学力の定着を図ることを各学校へ周知する。延期となっている学校行事等については、実施のあり方等を工夫しながら再検討を行うことや、部活動については引き続き、3密対策や暑さ対策を行いながら実施することとする。

津山市立幼稚園の夏季休業期間は例年通り7月20日から8月26日とする。ただし、7月20、21、22日を

登園日とする。学校教育法施行規則第 37 条では、幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き 39 週を下ってはならないとされている。文部科学省は、新型コロナウイルスに係る臨時休業は「特別の事情」に該当するとしているが、3 日間の登園日を設けることで年間教育週数が 39 週を確保することができる。また、夏季休業期間中の登園日の預かり保育について、保育時間は保育時間終了後から午後 5 時 30 分までとし、利用料金は、1 日 400 円とおやつ代 50 円とする。

(1) 議案

④津山市立学校管理規則の一部改正について

概要説明（資料 6-1-4）

本年度の夏季休業期間の短縮に伴うもの。津山市学校管理規則の付則を 1 項を加え、令和 2 年度に限り夏季休業期間を 8 月 1 日から 16 日までとする改正である。

(3) 報告

①令和 2 年度小・中学校研究指定校等一覧表について（学校教育課）

概要説明（資料 6-3-1）

今年度の研究指定校等は資料一覧のとおり。11 事業のうち、6 事業が新規のものである。

②新型コロナウイルス感染症にかかる各学校への寄付について（学校教育課）

概要説明（資料 6-3-2）

新型コロナウイルス感染症関連では、教育委員会や学校に様々な方から寄付いただいた。各学校にいただいたものは資料 15・16 ページに、教育委員会にいただいたものは資料 17 ページに掲載している。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

①津山市教育委員会通信（6 月号）について（学校教育課）

教育委員会通信 6 月号を作成した。本号では学校再開に当たって教育委員会としての方針や「津山っ子新しい学校生活様式」の紹介、津山市 PTA 連合会からの寄付等、新型コロナウイルス対応関連の記事や津山市教育電話相談の開設をお知らせする内容となっている。

②学校再開に伴う給食について（保健給食課）

学校再開に伴い、給食も再開した。各小中学校と保護者あてに給食の際の対応について通知を発出した。今後、夏の給食の衛生対策等についても通知の準備をしていく。また、児童生徒の健康診断について小中学校にお知らせする。臨時休業により延期されていた健康診断について、各健診科目を医師会・歯科医師会と協議しながら実施する。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会規則に毎月第 4 木曜日が定例会開催日となっているが、次回定例会は令和 2 年 6 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から開催。

(3) その他

なし

8. 閉会

(15 : 35)